

学校法人上智学院における議決権行使原則

2016年4月1日制定

2023年8月21日改正

1. 基本的な考え方

本学院では、国連が支援する責任投資原則（PRI）を実践し、また責任あるアセット・オーナーとしてスチュワードシップ責任を適切に果たし、投資の意思決定や機関投資家としての行動に取り組むため、この議決権行使原則を策定する。本学院が運用を委託している運用受託機関における株式投資の成果を十分にあげるため、投資した企業が長期にわたって収益を確保し、株主の利益を最大限尊重した経営を行うことが求められる。議決権の行使は、株式価値を高める重要な手段であり、本学院の受託者責任を果たすためにも、運用受託機関に対し、議決権行使にあたり以下のことを原則として求める。

2. 議決権行使にあたって

- (1) 運用受託機関は、長期的な株主利益最大化に資する議決権行使方針、ガイドライン等を定め、判断の根拠が明確になるよう公表すること。
- (2) 運用受託機関は、形式的な議決権行使とならないよう、投資先企業とのコミュニケーションを重視すること。
- (3) 運用受託機関は、スチュワードシップコードを前提とした目的を持った対話（エンゲージメント）の一環として議決権を行使すること。
- (4) 運用受託機関は、ESGを考慮することが中長期的な企業価値向上のために重要であると認識した上で、適切に議決権行使をすること。
- (5) 運用受託機関は、少数株主の権利を損なうおそれがある議案については、十分検討を行い、適切に議決権行使をすること。
- (6) 運用受託機関は、各国のコーポレートガバナンス・コードが企業に対して求めている事項を踏まえて、適切に議決権行使すること。同様のコード又はそれに準ずるものが無い場合には、各運用受託機関が投資先企業に求める水準に従って適切に議決権行使をすること。
- (7) 運用受託機関は、議決権行使において議決権行使助言会社を利用する場合には、推奨どおりに機械的に行使するのではなく、議決権行使の最終責任は運用受託機関にあると十分に認識した上で議決権行使をすること（利益相反管理を目的とする場合は除く。）。

3. 株主総会終了後の対応

- (1) 運用受託機関は、個別の投資先企業及び議案ごとの議決権行使結果を全て公表すること。
- (2) 運用受託機関は、重要性及び必要に応じて、議決権行使結果及び判断理由を説明及び公表し、企業から要請があった場合には、議決権行使の判断理由を当該企業に対し詳細に説明すること。
- (3) 運用受託機関は、議決権行使結果を定期的に振り返り、自己評価を行うこと。
- (4) 運用受託機関は、自己評価の結果を踏まえ、必要に応じて、翌年度以降の議決権行使方針を見直すこと。